

利用料金改定のお知らせ

貸会議室の利用料金の改定について（令和8年4月）

令和8年第1回岐阜県議会定例会で議第28号「物価高騰による使用料等の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例」が議決されました。令和8年4月から貸会議室の利用料金を改定します。

今後もより良いサービス提供に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定日と経過措置

改定日は令和8年4月1日（水曜日）とし、新利用料金は同日以降の利用分から適用します。

ただし、改定日前に使用許可した場合は改定前利用料金となります。

2. 新利用料金

| 区分 | 一日 | 半日 |
|--------|----------|----------|
| 大会議室 | 22,280 円 | 11,140 円 |
| 研修室 | 7,420 円 | 3,710 円 |
| 2 南会議室 | 4,460 円 | 2,230 円 |
| 5 南会議室 | 4,460 円 | 2,230 円 |

以上